○香川大学知的財産評価専門委員会規程

平成16年4月1日

改正 平成17年6月23日 平成19年6月1日

平成20年4月1日 平成25年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、香川大学知的財産帰属決定会議規程第6条第2項の規定に基づき、香川大学知的財産評価専門委員会(以下「専門委員会」という。)に関し必要な事項を定める。

(任務)

- 第2条 専門委員会は、特許出願の迅速性を図るため、次の各号に掲げる事項について評価 する。
 - (1) 職務発明等の該当の可否
 - (2) 当該職務発明等の技術的評価
 - (3) 当該職務発明等の活用性
 - (4) 当該職務発明に係る知的財産権の持分割合
 - (5) その他職務発明等に関すること。
- 2 専門委員会は、評価結果について香川大学知的財産帰属決定会議規程第3条第1項第1 号に定める理事又は副学長に報告する。

(組織)

- 第3条 専門委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 社会連携・知的財産センター長(以下「センター長」という。)
 - (2) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第2項の規定による副センター長
 - (3) 香川大学社会連携・知的財産センター規程第4条第1項に掲げる産学官連携コーディネータ及び知的財産コーディネータ
 - (4) その他センター長が必要とする者 若干人
- 2 前項第4号の委員は、学内者又は学外者からセンター長が任命又は委嘱し、任期は2年 とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 必要に応じて、前条第1項の評価を受ける該当部局等の知的財産帰属決定会議委員を専 門委員会委員に加えることができる。

(委員長)

第4条 専門委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、専門委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を代行する。 (議事)
- 第5条 専門委員会は、委員の過半数の出席により成立し、議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 専門委員会は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 専門委員会の事務は、学術室研究協力グループにおいて処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年6月23日)

この規程は、平成17年6月23日から施行し、平成17年6月1日から適用する。 附 則(平成19年6月1日)

この規程は、平成19年6月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則 (平成20年4月1日)

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。